

20 環境

高村ゆかり[§]

I. 概要[#]

1. 一般規定 (20.1 条～20.3 条)

A) 定義 (20.1 条)

本章における「環境法令 (environmental law)」と「法律又は規則 (statute or regulation)」の定義を定める。

本章の適用上、「環境法令」とは、環境の保護又は人の生命・健康に対する危険の防止を主たる目的 (primary purpose) とする締約国の法律又は規則と定義される。多数国間環境協定 (MEAs) に基づく義務を実施するものも含まれる。労働者の安全・健康に直接関係するもの、自給のための又は先住民による天然資源の採捕の管理を主たる目的とするものは含まれない。「法律又は規則」は締約国ごとに定義を定める。日本については、「国会の法律、政令又は省令及び当該法律に基づいて定めるその他の命令であって中央政府の行為によって執行することができるもの」と定義され、地方公共団体が制定する条例は、本章の適用上「法律又は規則」に含まれないと解される。

B) 目的 (20.2 条) *

本章の目的は、①相互に補完的な貿易政策・環境政策の促進、②高い水準の環境の保護と効果的な環境法令の執行の促進、③貿易に関連する環境問題に対処する締約国の能力向上の 3 つである (同 1)。締約国間の貿易・投資に対する偽装した制限となるような態様で、自国の環境法令その他の措置を定め、用いることが適当でないことを認める (同 3)。

C) 一般的権利・義務 (20.3 条) *

自国の環境保護の水準・優先事項を定め、それに従って環境法令・環境政策を定める締約国の主権的権利を認め (同 2)、自国の環境法令・環境政策が高い水準の環境の保護を定め、その水準をさらに向上させるよう努める締約国の義務を定める (同 3)。

締約国間の貿易・投資に影響を及ぼす態様で作為・不作為を継続・反復することで自国の環境法令の効果的な執行を怠ってはならない (同 4)。執行について各締約国の裁量と決定権を認め、一連の作為・不作為が締約国の裁量の合理的な行使であるか、環境法令執行のた

[§] たかむら ゆかり／名古屋大学大学院環境学研究科教授

[#] * = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

めの資源配分が誠実な決定によって行われる場合には、同 4 を遵守しているものとみなす（同 5）。締約国間の貿易・投資を奨励するために環境法令による保護の水準を下げるように環境法令からの逸脱措置をとることは禁止される（同 6）。本章は、他の締約国の領域で締約国が環境法令の執行活動を行う権限を付与しない（同 7）。

2. 特定の環境問題・分野に関する規定（20.4 条～20.18 条）*

自国が締結する MEAs を実施する義務を確認し（20.4 条 1）、貿易法・貿易政策と環境法・環境政策の相互補完性を高める必要性を強調する（同 2）。続いて、特定の環境問題・分野について、締約国の共通認識、とるべき措置、協力分野などを定める（20.5 条～20.18 条）。

A) オゾン層の保護（20.5 条、附 20A）*

締約国は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（モントリオール議定書）が規制するオゾン層破壊物質の生産、消費、貿易を規制する措置をとる（同 1）。附 20A に掲げるモントリオール議定書の実施措置（日本の場合、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」）、又はその措置と同等かそれ以上の保護を与える措置を締約国がとっていれば、本条を遵守しているとみなす（注 4）。注 4 によって本条の遵守が確定しない場合、本条違反の確定には、締約国が措置をとらなかったことが締約国間の貿易・投資に影響を及ぼすことを示さなければならない（注 5）。

締約国は、自国の計画・活動に関する適切な情報を公に入手可能とする（同 2）。20.12 条に従って相互の関心のある事項に取り組むために協力する（同 3）。

B) 船舶による汚染からの海洋環境の保護（20.6 条、附 20B）*

締約国は、船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）により規制される船舶による海洋汚染防止措置をとる。附 20B に掲げる MARPOL の実施措置（日本の場合、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）」）、又はその措置と同等の又はそれ以上の保護を与える措置をとっていれば、本条を遵守しているとみなす（注 7）（同 1）。同 2、同 3 は、20.5 条 2、20.5 条 3 と同趣旨の規定である。

C) 情報への公衆のアクセス、環境法令の執行手続、公衆の参加（20.7 条～20.9 条）*

関連情報への公衆のアクセスを確保し、公衆が関与する複数の手続を設定することによって、締約国の環境法令の執行と本章の実施を促進する。

環境法令執行のための措置と手続（20.7 条）：締約国は、環境法令違反に対する適当な制裁・救済措置を定める（同 5）。また、領域内に居住し、又は設立される利害関係者（an interested person）が、権限のある当局に対して環境法令違反事案の調査要請を行う権利を

保障し、当局がその要請に妥当な考慮を払うことを確保する（同 2）。調査を要請する者が締約国の国籍を有することは要件でない。認められた利益を有する者（persons with a recognized interest）が、環境法令の執行のための司法手続、準司法的手続又は行政手続が自国の法令に基づいて利用できることを確保する（同 3、同 4）。

本章の実施に関する公衆との協議（20.8 条）：締約国は、自国による本章の実施に関する情報の要請に応ずるよう努め（同 1）、公衆との協議の仕組みを利用・設置する（同 2）。

本章の実施に関する公衆による意見の提出と検討（20.9 条）：締約国は、自国による本章の実施に関する意見を受領・検討し、意見に回答し、意見と回答を公衆に入手可能とする（同 1）。環境法令の効果的な執行を怠っているとの意見が出され、締約国が当該意見に回答した時には、他の締約国は環境小委員会が討議するよう要請できる（同 4）。

D) 企業の社会的責任（20.10 条）と民間団体や NGO による任意の仕組み（20.11 条）

自国管轄権内で活動する企業に対して、環境に関する企業の社会的責任に関わる原則の採用を奨励し（20.10 条）、民間団体や NGO が環境上の品質の高い製品の販売を促進する任意の仕組みを設ける場合、製品を原産地により不利に取り扱わないことなどの条件を満たす仕組みとするよう奨励すべきである（20.11 条 3）。

E) 協力の枠組み（20.12 条）

締約国は本章の実施に関し協力する（同 2）。協力に責任を負う国の連絡部局を指定し、他の締約国に通報する（同 3）。

締約国が 20.1 条で「環境法令」を中央政府の法令のみと定義している場合、その地方政府が締約国間の貿易・投資に影響を及ぼす態様で一連の作為・不作為を継続・反復し、地方政府の環境法令が効果的に執行されていないと他の締約国が認めるときは、当該締約国に対話を要請できる（同 9）。

F) 貿易及び生物の多様性（20.13 条）

締約国は、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進・奨励する（同 2）。同 5、同 6 は、20.5 条 2 及び 3 と同趣旨の規定である。

G) 侵略的外来種（20.14 条）

環境小委員会は、侵略的外来種に関する情報と管理の経験を共有する協力の機会を特定するため、7.5 条で設置する衛生植物検疫措置小委員会と調整する（同 2）。

H) 低排出型の及び強靱な経済への移行（20.15 条）

締約国は、共同の又は共通の関心事項について取り組むために協力する（同 2）。

I) 海洋における捕獲漁業 (20.16 条) *

注により本条は養殖には適用しない。

海洋における漁業管理制度の運用 (同 3) : 締約国は、①濫獲・過剰な漁獲能力の防止、②非漁獲対象種・稚魚の混獲の減少、③濫獲された資源の回復の促進のために立案された海洋における漁業管理制度を運用するよう努める。

さめ類等の長期的な保存の促進 (同 4) : 保存管理措置の実施を通じ、さめ類、うみがめ類、海鳥、海産哺乳動物の長期的な保存を促進する。

一定の漁業補助金の規制・禁止 (同 5～同 7) : 補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM 協定) に基づき特定性を有する補助金のうち、次の 2 つの補助金の交付を禁止する。

①漁獲に対する補助金で、濫獲状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの

②旗国又は関連する地域的な漁業管理機関 (RFMO) が IUU 漁業を行うものとして一覧表に掲載されている漁船に交付される補助金 (同 5)。

本条の適用上、補助金は、補助金を交付する締約国に属する (注 13)。「IUU 漁業」は、2001 年の国際連合食糧農業機関 (FAO) の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画 (「2001 年の IUU 漁業に関する行動計画」) の定義 (3) と同一の意味である (注 11)。

協定が締約国について効力を生ずる前に設けられた、同 5 に適合しない補助金は、当該締約国について効力を生ずる日から 3 年以内に適合させる。ベトナムは、環境小委員会に要請を提出することで、適合期限の 2 年延長を要請できる (同 6)。

同 5 で禁止されていないが、濫獲や過剰な漁獲能力に寄与する補助金については、その新たな導入や現行の補助金の拡張を差し控えるよう最善の努力を払う (同 7)。

漁業補助金の通報 (同 9～同 12) : 締約国は、協定が自国について効力を生ずる日から 1 年以内に、その後 2 年ごとに、SCM 協定に基づき特定性を有する補助金で、漁獲・漁獲関連活動の従事者に交付しているものを他の締約国に通報する。過去 2 年以内に交付された補助金を対象とし、SCM 協定 25 条 3 に基づいて必要とされる情報 (i) 補助金の形態、(ii) 製品の単位当たりの補助金額、(iii) 政策目的・補助金の目的、(iv) 補助金の交付期間、(v) 補助金の貿易上の影響を評価できる統計資料) を含む (同 10)。締約国は、通報国に追加情報を要請でき、通報国はその要請に応ずる (同 12)。

IUU 漁業に対処する措置 (同 13～同 15) : 締約国は、IUU 漁業に対処し、IUU 漁業による製品の貿易の抑止を支援するため、寄港国措置の実施、自国が加盟国でない RFMO が採択する保存管理措置と適合して行動するよう努めるなどの措置をとる (同 14)。

J) 保存及び貿易 (20.17 条) *

締約国は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) の履行

措置を実施する（同 2）。この規定の違反の確定には、締約国間の貿易・投資に影響を及ぼす態様で、CITES の履行措置を締約国が実施しなかったことを示さなければならない（注 23）。締約国は、他の締約国がこの義務を履行していないと認める場合には、まずは CITES の下での手続により問題に対処するよう努める（注 24）。

締約国は、野生動植物の保存を促進し、違法な採捕・取引に対処する（同 3）。自国領域で絶滅のおそれがあると特定した野生動植物を保護・保存する措置などをとる（同 4）。締約国は、自国の法令又は採捕・取引が行われた国・地域の関係法令に違反して採捕・取引された野生動植物の取引に対処する措置をとり、その防止に協力する。自国の領域で積み替えられた、野生動植物の違法取引に対処する措置をとるよう努める（同 5）。

K) 環境物品・環境サービス (20.18 条)

環境小委員会は、締約国が特定する環境物品・環境サービスの貿易関連事項を検討する。締約国は、いずれかの締約国が環境物品・環境サービスの貿易の潜在的障壁と特定するものに対処するよう努める（同 3）。

3. 制度・組織に関する規定 (20.19 条～20.23 条)

A) 環境小委員会及び連絡部局 (20.19 条)

連絡部局（同 1）：締約国は、連絡部局を指定し、通報する。

環境小委員会（同 2～同 8）：本章の実施に責任を有する貿易・環境当局の上級政府代表かその指名する者から成る（同 2）。本章の実施の監督を目的とし、実施について検討する場の提供、20.21 条に基づき付託される問題の検討と解決の努力などを任務とする（同 3）。

B) 本章に基づく協議 (20.20 条～20.22 条) *

本章の下で生ずる問題に関して、本章は 3 段階の協議の制度を設ける。

締約国間の協議 (20.20 条)：締約国は、本章の下で生ずる問題に関して、他の締約国に協議を要請できる。問題に実質的な利害関係を有すると認める締約国は協議に参加できる（同 3）。協議国は、速やかに協議を開始し（同 4）、相互に満足すべき解決に達するようあらゆる努力を払う（同 5）。

環境小委員会の代表者による協議 (20.21 条)：協議国は、20.20 条により問題を解決できなかった場合、他の協議国に、環境小委員会における協議国の代表者が問題を検討する会合の開催を要請できる（同 1）。協議国の代表者は、速やかに会合し、問題解決に努める。問題に実質的な利害関係を有すると認める他の締約国の代表者は協議に参加できる（同 2）。

閣僚による協議 (20.22 条)：協議国は、20.21 条により問題を解決できなかった場合、問題を協議国の関係閣僚に付託できる。関係閣僚は問題の解決に努める（同 1）。協議は、そ

の後の手続における締約国の権利を害さない（同 3）。

C) 紛争解決（20.23 条）*

第 28 章に基づく協議要請とパネル設置の要請（同 1）：20.20 条に基づく協議要請の受領後原則として 60 日以内に問題を解決できなかった場合、要請国は、28.5 条に基づく協議又は 28.7 条に基づくパネルの設置を要請できる。

CITES の履行措置の実施に関して生ずる紛争（同 2）：パネルは、適当な場合には CITES の機関から技術的な助言・支援を得ることができる。28.17 条（最初の報告書）4 に基づく認定・決定を行うに当たり、適当な範囲で妥当な考慮を払う（同 2）。

締約国の環境法令の執行について生ずる問題（同 3、同 4）：協定による紛争解決開始前に、締約国は、紛争の対象となる環境法令と実質的に同等な範囲の環境法令を自国が維持しているかを考慮する（同 3）。また、20.20 条に基づき協議を要請する場合には、紛争の対象となる環境法令と実質的に同等な範囲の環境法令を要請国が維持していないと被要請国が認める時は、協議国は協議でこの事項について討議する（同 4）。

II. 解説・コメント

《本章の意義》 本章は、環境について専ら規定し、これまでの貿易協定と比してその規定も包括的で、多岐にわたる。WTO 諸協定には環境に関する協定や章はなく、日本が締結した FTA/EPA にも、環境に関する規定はあるが、章が設けられたことはない。

本章は、その目的（20.2 条）の中でも、MEAs に基づく義務の実施措置を含む、環境法令の効果的な執行に大きな比重を置く。ただし、本章には、努力義務、促進義務など締約国に大きな裁量を与える規定が少なくない。オゾン層の保護（20.5 条）、船舶による汚染からの海洋環境の保護（20.6 条）、保存及び貿易（20.17 条）は、本章で執行が求められる環境法令の水準を明確に定めるが、本章が、それぞれ該当する MEAs、すなわちモントリオール議定書、MARPOL、CITES が定める義務に加えて何らかの義務を課するものではない。

それに対し、海洋における漁業（20.16 条）が定める一定の漁業補助金の禁止・規制は、これまで日本が締結した MEAs には見られないものである（後述）。また、環境法令の執行と本章の実施の促進に限定してではあるが、公衆に一定の手続的権利を保障する。

《米国におけるいわゆる「5 月 10 日合意」の影響》 「5 月 10 日合意」¹は、2007 年 5 月 10 日に、コロンビア、韓国、パナマ、ペルーとの間の FTA の締結加速のために、当時米国議会において多数を占めていた議会民主党指導部とブッシュ政権との間でなされた合意で、環境や労働などの事項に関する米国の FTA 交渉の基準を定める。その後、米国の優

¹ [May 10 Agreement](#), available at Washington Trade Report.

先交渉目標を定める 2015 年の貿易促進権限（2015 Trade Promotion Authority）法に実質的に組み込まれ、TPP 協定の交渉における米国の立場に影響を与えた。

「5 月 10 日合意」は、7 つの MEAs について、それに基づく義務の実施・履行措置を締約国がとること、MEAs の実施・履行義務を含む FTA が定めるすべての環境関連義務を FTA の紛争解決、執行メカニズムの対象とすることなどを定めている。本章は、7 つの MEAs のうち前述のモントリオール議定書、MARPOL、CITES についてのみ、締約国にかかる義務づけを行い、FTA の紛争解決、執行メカニズムの対象とする²。これら 3 つの MEAs は TPP 協定を交渉してきた 12 カ国すべてが締結する条約である。

《環境法令の執行手続》 環境法令の執行のために、公衆の関与により環境法令違反事案を発見し、執行を図る複数の国内手続を設定することを締約国に義務づけている。①公衆に対して環境法令違反事案の調査要請を行う権利を保障する（20.7 条 2）、②環境法令執行手続を設置し、法令に基づいて利益を有する者に手続へのアクセスを付与する（同 3、同 4）、③本章の実施に関する公衆からの意見の受領と検討の手続を設置する（20.9 条）等である。

《漁業補助金に関する規律》 2001 年の WTO ドーハ閣僚宣言で、SCM 協定の基本概念、諸原則及びその実効性を維持し、「途上国にとっての漁業分野の重要性を考慮しつつ、補助金に関する WTO の規律を明確化し改善すること」をめざして、漁業補助金ルールに関する交渉を行うことが合意された。その後交渉が行われているが、いまだ合意には至っていない。

本章は、漁業補助金について、①漁獲に対する補助金で、濫獲状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②旗国・関連する地域的な漁業管理機関が IUU 漁業を行うものとして一覽表に掲載する漁船に交付される補助金の 2 つを禁止する。禁止される補助金を限定して列挙するボトムアップの規律方式をとる。禁止される補助金の範囲は、2007 年に WTO の漁業補助金交渉で提示された議長テキストが定める禁止される補助金³の範囲よりも相当限定的である。漁業補助金が過剰な漁獲の原因であり、包括的な規制が必要と考える米国、オーストラリアなどに対して、日本は、補助金が過剰な漁獲の原因と考える見方に懐疑的で、補助金禁止の範囲を限定する立場をとってきた。日本は、「現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金には該当」せず、引き続きその交付が可能としている⁴。漁業補助金の通報制度により透明性を高めることで、こうした禁止・規制措置を補完し、補助金を抑制する。

² 他の 4 つは、全米熱帯マグロ類条約（IATTC）、ラムサール条約、国際捕鯨取締条約、南極海洋生物資源保存条約である。

³ World Trade Organization, Annex VIII (Fisheries Subsidies) of Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/213, 30 November 2007.

⁴ 内閣官房 TPP 政府対策本部「[環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要（水産関係抜粋）](#)」平成 27 年 10 月 5 日。

《紛争解決手続》 前述の MEAs の実施・履行義務を含め、本章の定める締約国の義務の執行は、本章の下に設けられる締約国による協議要請に始まる 3 段階の協議（20.20 条～20.22 条）と、第 28 章に基づく協定の紛争解決（20.23 条）の下に置かれる。第 28 章の対象とすることで、環境法令の執行も協定の紛争解決手続の対象となり、「5 月 10 日合意」を反映する。他方、そのことにより、本章の実体的義務規定を弱める結果となったとも評される⁵。

一般に、MEAs の履行確保制度は、拘束力のある決定を伴う紛争解決手続や執行手段を欠くため、MEAs の実施・履行義務が協定の紛争解決の下に置かれることは、MEAs の不履行へのもう一つの対処方法を提供することとなる。ただし、米国が締結する、類似の制度を置く FTA において、MEAs の不履行が紛争解決手続に係った事例はない。

MEAs の履行確保制度がある場合、その制度と本章の協議や協定の紛争解決手続との関係について定める明確な規定がない。CITES の履行をめぐって「まずは CITES の下での手続により問題に対処するよう努める」（20.17 条）と定めるのみである。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。

⁵ Jeffrey J. Schott, “TPP and the Environment,” in Jeffrey J. Schott and Cathleen Cimino-Isaac eds., [*Assessing the Trans-Pacific Partnership. Volume 2: Innovations in Trading Rules*](#), Peterson Institute for International Economics (2016), p.33.